

玉川村地域防災計画

【資料編】

平成 25 年 3 月

玉川村防災会議

目次

[資料編]

(村の概況及び災害の履歴)	3
資料1-1-1 主な山岳	3
資料1-1-2 主な河川	3
資料1-1-3 災害の履歴.....	3
(条例等)	5
資料1-2-1 玉川村防災会議条例	5
資料1-2-2 玉川村防災会議委員名簿	6
資料1-2-3 玉川村災害対策本部条例	7
資料1-2-4 村営住宅条例	8
(防災組織)	10
資料1-3-1 玉川村災害対策本部組織	10
資料1-3-2 配備編成計画	20
資料1-3-3 消防団の状況	21
資料1-3-4 自主防災組織の状況	22
資料1-3-5 奉仕団体組織表	22
(通信関係)	23
資料1-4-1 専用通信施設及びアマチュア無線局の設置場所調べ	23
資料1-4-2 災害時有線電話	23
(災害危険箇所等)	24
資料1-5-1 地すべり防止区域	24
資料1-5-2 地すべり危険箇所	24
資料1-5-3 土石流危険溪流	24
資料1-5-4 急傾斜地崩壊危険箇所	24
資料1-5-5 山腹崩壊危険箇所	24
資料1-5-6 崩壊土砂流出危険地区	24
資料1-5-7 砂防指定地	24
資料1-5-8 土石流危険標識	25
資料1-5-9 急傾斜地崩壊危険箇所標識	25
資料1-5-10 急傾斜地崩壊危険箇所標柱	25
(水防)	26
資料1-6-1 重要水防区域	26

資料 1-6-2 ため池箇所.....	26
資料 1-6-5 河川巡視責任者及び水位観測一覧	26
(消防)	27
資料 1-7-1 消防施設及び消防団団員等の現有勢力	27
資料 1-7-2 市町村消防相互応援協定の状況	27
(文化財)	28
資料 1-8-1 玉川村の文化財（無形文化財を除く）	28
(緊急輸送)	29
資料 1-9-1 村所有車両調べ	29
(避難等)	30
資料 1-10-1 指定避難場所及び指定避難所	30
資料 1-10-2 福祉避難所	30
資料 1-10-3 避難勧告等の判断基準	31
(医療（助産）救護・防疫)	33
資料 1-11-1 地域災害医療センター（福島県指定）	33
資料 1-11-2 村内医療機関.....	34
(飲食料・生活必需品等の保管場所等)	34
資料 1-12-1 食品の集積・保管場所調	34
資料 1-12-7 炊出し実施場所調べ.....	34
資料 1-12-9 被服等給与・貸与の費用限度額.....	34
(自衛隊派遣)	35
資料 1-13-1 自衛隊派遣要請連絡先	35
資料 1-13-2 隊員宿舎及びヘリポート調.....	35
[資料編（様式等）]	
[様式等]	39
(警備活動及び交通規制措置)	39
資料 2-1-1 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領	39
資料 2-1-2 災害対策基本法に基づく車両通行止標示	47
(災害情報の収集伝達)	48
資料 2-2-1 被害状況報告書	48
資料 2-2-2 被害状況報告書（福島県）	55
資料 2-2-3 被害の認定基準一覧.....	57

(避難)	58
資料 2-3-1 避難状況調.....	58
資料 2-3-2 避難所収容者名簿.....	58
資料 2-3-3 避難所収容台帳	58
資料 2-3-4 避難所用品物品受払簿	58
資料 2-3-5 避難所設置及び収容状況.....	59
資料 2-3-6 避難所開設用施設及び器物借用簿	59
(救助・救急)	59
資料 2-4-1 り災者救出状況記録簿及び修繕簿	59
資料 2-4-2 り災者救出用機械器具修繕簿.....	60
資料 2-4-3 り災者救出用機械器具燃料受払簿	60
資料 2-4-4 救出用車両調達調書	60
(医療（助産）救護)	60
資料 2-5-1 救護班編成及び活動記録簿	60
資料 2-5-2 救護班出動編成表.....	61
資料 2-5-3 救護班診療記録簿.....	61
資料 2-5-4 救護班医薬品衛生材料使用簿.....	61
資料 2-5-5 医薬品衛生材料受払簿	62
資料 2-5-6 病院診療所医療実施状況	62
資料 2-5-7 助産台帳	62
(防疫及び保健衛生)	63
資料 2-6-1 被害状況報告書	63
資料 2-6-2 地区別被害調査票.....	63
資料 2-6-3 防疫活動状況報告書.....	64
資料 2-6-4 ねずみ族・昆虫等の駆除申請手続き	65
資料 2-6-5 災害防疫業務完了報告書.....	65
資料 2-6-6 災害防疫調査指導票.....	66
(救援物資の配分等)	66
資料 2-7-1 飲料水供給記録簿.....	66
資料 2-7-2 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿.....	67
資料 2-7-3 給水用機械器具修繕簿	67
資料 2-7-4 炊出し給与簿.....	67
資料 2-7-5 食糧現品給与簿	68
資料 2-7-6 炊出しその他による食品給与物品受払簿	68
資料 2-7-7 炊出し用物品借用簿.....	68
資料 2-7-8 救助物資受払簿	68
資料 2-7-9 救助物資引継書	69

資料 2-7-10 世帯構成員別被害状況調	69
資料 2-7-11 救助物資購入（配分）計画表	69
(応急仮設住宅及び住宅応急修理)	70
資料 2-8-1 応急仮設住宅入居該当者調	70
資料 2-8-2 応急仮設住宅該当対象者選定調書	70
資料 2-8-3 応急仮設住宅修理記録簿	70
資料 2-8-4 応急仮設住宅入居者台帳	71
資料 2-8-5 応急仮設住宅修理該当者調	71
資料 2-8-6 応急仮設住宅修理施工対象者選定調書	71
(死者の捜索、遺体の処理等)	72
資料 2-9-1 死体捜索状況記録簿	72
資料 2-9-2 死体捜索用機械器具燃料受払簿	72
資料 2-9-3 死体捜索用機械器具修繕簿	72
資料 2-9-4 死体処理台帳	72
資料 2-9-5 埋葬台帳	72
(障害物除去)	73
資料 2-10-1 障害物除去該当者調	73
資料 2-10-2 障害物除去該当者選考調書	73
資料 2-10-3 障害物除去の実施状況記録簿	73
(文教関係)	74
資料 2-11-1 被災教科書調及び教科書学用品交付簿	74
資料 2-11-2 学用品購入（配分）計画書	74
資料 2-11-3 学用品受払簿	74
資料 2-11-4 教科書購入（配分）計画書	74
(災害救助法の適用)	75
資料 2-12-1 公用負担等の実施計画	75
資料 2-11-2 公用負担命令権限証	75

[資料編]

(村の概況及び災害の履歴)

資料 1-1-1 主な山岳

名 称	標 高	所 在 地	備 考
大井沢山	581.19m	玉川村大字南須釜 (国有林)	

資料 1-1-2 主な河川

名 称	延 長	平均巾	流 域 面 積	備 考
阿 武 隈 川	8,920m	80m	河平 ~ 四辻	一級河川 川辺・川野目橋3.8m
泉 郷 川	5,720m	12m		” 小高・玉城橋 3.8m
金 波 川	7,520m	10m		” 竜崎・成竜橋 4.5m
東 川	2,850m	5m		準用河川

資料 1-1-3 災害の履歴

1 村における風水害 (昭和以降)

年月日	台風・号	事項
昭和 41.6 月	台風 4 号	農作物、土木施設に被害 (玉城橋流失)
昭和 41.9 月	台風 9 号	農作物、土木施設に被害 (阿武隈川堤防欠壊)
昭和 57.8 月	台風 10 号	集中豪雨により農作物、土木施設に被害
昭和 57.9 月	台風 18 号	集中豪雨により農作物、土木施設に被害
昭和 61.8 月	台風 10 号	豪雨 被害額 4 億 92 万 4 千円
平成 3.9 月	台風 18・19 号	被害甚大
平成 23.9 月	台風 15 号	戦後最大級の豪雨災害、阿武隈川堤防決壊

資料：平成 24 年度版「玉川村のすがた」

2 村及び近隣市町村における主な地震災害 (江戸時代以降)

西暦 (和暦)	地域 (名称)	M	主な被害
1677 年 (延宝 5 年) 11 月	(磐城地方)	M≒8.0	磐城地方に強い地震があり、500 余名が死亡した。また、午後 8 時ごろ小名浜に地震があり、家屋 1,000 余戸が流出し、80 余名が溺死した。
1696 年 (元禄 9 年) 6 月	(磐城地方)	強震地域一 磐城小名浜	磐城地方に強い地震があり、小名浜に高潮が発生。この地震と高潮のため、2,450 名が死亡した。
西暦 (和暦)	地域 (名称)	M	主な被害

1793年 (寛政5年) 2月	(陸前・陸中・磐城、 震源は宮城県沖)	M=8.0～	余震が多く、相馬では10ヶ月も続いた。また、津波は相馬・いわきで発生しており、この地震による人的被害は相馬で死者8名、矢祭で死者3名となっている。
1938年 (昭和13年) 5月	塩屋崎沖地震	M=7.0	県下全域に強震があり、家屋や土蔵の壁にはく離や亀裂250ヶ所、煙突の倒壊や折損箇所、橋や堤防の亀裂6ヶ所等の被害があった。
1938年 (昭和13年) 11月	福島県東方沖地震	M=7.5	県下全域に強い地震があった。震源は塩屋崎の東北東約70kmの沖合で、県内の被害は死者1名、負傷者9名、住家全壊4、半壊29戸、非住家全壊16棟、半壊42棟となっている。また、同日にM=7.3、翌日にM=7.4の強い余震を観測している。
1964年 (昭和39年) 6月	新潟地震	M=7.5	16日午後1時20分ごろ、県下全域に震度4～5の強い地震があった。このため、会津坂下町、喜多方市周辺に多くの被害を出し、県内では、負傷者12名、住家全壊8棟、住家半壊6棟、一部破損83棟、非住家被害86棟、道路破損15ヶ所、山・崖崩れ17ヶ所等の被害があった。
1978年 (昭和53年) 6月	宮城県沖地震	M=7.4	12日午後5時14分ごろ地震があり、福島が震度5、若松、小名浜、白河が震度4であった。国見町で死者1名、負傷者19名を出し、重傷者は福島市、桑折町で計3名報告されている。住家全壊は福島市で5棟、相馬市で1棟報告されており、福島県内では計800強の住家が何らかの被害を受けている。そのほか、道路破壊9、山(崖)崩れ26等の被害も発生している。
2005年 (平成17年) 8月	宮城県沖地震	M=7.2	16日午前11時46分ごろ地震があり、国見町などで震度5強、福島、白河、小名浜が震度4、若松が震度3であった。福島県内で負傷者5名が発生した。
2011年 (平成23年) 3月	東北地方太平洋沖 地震 (東日本大震災)	M _w =9.0	11日午後2時46分頃、三陸沖を震源とした地震があり、県内全域で大きな揺れが発生し、11市町村で最大震度6強を観測した。浜通り沿岸が大津波に襲われ、沿岸を中心に大きな被害が発生した。(災害の詳細は3のとおり) また、4月11日には浜通りを震源として余震と思われるM=7.0の地震が発生し、いわき市、古殿町、中島村で震度6弱を観測した。

(条例等)

資料 1 - 2 - 1 玉川村防災会議条例

昭和 38 年 1 月 1 日

条例第 44 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、玉川村防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 玉川村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
- (2) 村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (2) 福島県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
 - (3) 福島県の県警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長、須賀川地方広域消防本部消防長
 - (7) 指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 7 号の委員の定数は、それぞれ 2 人、5 人、3 人、9 人及び 5 人以内とする。
- 7 第 5 項の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福島県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、及び学識経験のある者の中から村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

資料1-2-2 玉川村防災会議委員名簿

	委員の種別	所 属 機 関	職 名	氏 名
1	会長	玉川村	村長	石森 春男
2	1号 指定地方行政 機関の職員	国土交通省東北地方整備局福島河川国道 事務所郡山出張所	所長	長内 伸夫
3		農林水産省東北農政局福島地域センター	総括農政業務管理官	遠藤 健
4	2号 福島県の知事 の部内の職員	福島県中地方振興局	局長	熊本 俊博
5		福島県中保健福祉事務所	所長	山口 靖明
6		福島県石川土木事務所	所長	吉野 和晴
7		福島県福島空港事務所	所長	佐藤 幸一
8		福島県消防防災航空センター	所長	丸山 健
9	3号 福島県の県警 察の警察官	石川警察署	署長	阿部 薫
10			地域交通課長	平子 誠
11	4号 村の職員	玉川村	副村長	草野 亀雄
12			総務課長	鈴木 孝
13			企画産業課長	塩澤 邦章
14			住民税務課長兼会計 管理者	丹内 一彦
15			健康福祉課長	増子 貞美
16			地域整備課長	塩澤 理博
17			議会事務局長	永林 正典
18			教育課長	本田 吉和
19		公民館長	石井 雅夫	
20	5号 教育長	玉川村教育委員会	教育長	富岡 ケイ子
21	6号 消防団長、須賀 川地方広域消 防本部消防長	玉川村消防団	団長	車田 信彦
22		須賀川地方広域消防本部	消防長	五十嵐 信
23	7号 指定公共機関 または指定地 方公共機関の 職員	福島空港ビル株式会社	代表取締役副社長	宍戸 修一
24		東日本旅客鉄道(株)	磐城石川駅長	大河内 好美
25		(株)NTT東日本 福島 郡山支店	支店長	天童 敏明
26		東北電力(株)須賀川営業所	所長	鯨岡 晴枝
27		福島交通(株)須賀川統括営業所	所長	長田 春治

資料 1 - 2 - 3 玉川村災害対策本部条例

昭和 38 年 1 月 1 日

条例第 45 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 6 項の規定に基づき、玉川村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部をおくことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長をおき、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1 - 2 - 4 村営住宅条例

昭和 39 年 3 月 31 日

条例第 3 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条第 1 項の規定に基づき、村民生活の安定と社会福祉の増進を図るため、村営住宅を設置する。

(位置及び戸数)

第 2 条 村営住宅の位置及び戸数は、別表のとおりとする。

(管理)

第 3 条 村営住宅のうち、公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)に基づき、設置されたものの管理に関しては、村営住宅管理条例の定めるところにより、同法に基づかないものについては、同条例の規定の例による。

2 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 5 年法律第 52 号)に基づき設置されたものの管理に関しては、特定公共賃貸住宅管理条例の定めるところによる。

附 則

この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 43 年条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 50 年条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 50 年条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 51 年条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 53 年条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 54 年条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 54 年条例第 9 号)

この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 56 年条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 58 年条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 63 年条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年条例第 29 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 2 条関係)

位置	戸数
玉川村大字南須釜字館坂 62 番地	5 戸
玉川村大字竜崎宇和久 13 番地の 1	10 戸
玉川村大字南須釜字西ヶ作 11 3 番地	15 戸
玉川村大字川辺字館 9 番地	9 戸
玉川村大字小高字向久保 54 番地の 1	9 戸
玉川村大字岩法寺字蕨岡 18 番地	16 戸
玉川村大字岩法寺字蕨岡 2 番地	48 戸
玉川村大字南須釜字長内 1 番地	30 戸
玉川村大字竜崎字蕨岡 1 番地	42 戸
玉川村大字南須釜字長内 25 番地の 1	2 戸

(防災組織)

資料 1 - 3 - 1 玉川村災害対策本部組織

玉川村災害対策本部条例（昭和 38 年条例第 45 号。以下「条例」という。）に基づき設置する、玉川村災害対策本部の体制は以下のとおりとする。

1 玉川村災害対策本部の設置等

(1) 災害対策本部の設置

村長は、村の地域について災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、防災の推進を図るために必要があると認めるときは、災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の廃止

村長は、災害対策本部を設置した後において、当該災害又は災害の発生するおそれが解消したため、災害対策本部を設置しておく必要がなくなつたと認めるときは、災害対策本部を廃止する。

(3) 現地災害対策本部の設置

村長は、必要に応じ、災害現地に現地災害対策本部を置き、現地災害対策本部は、本部の一組織として本部の事務の一部を行う。

2 災害対策本部の組織

(1) 本部長

災害対策本部長には、村長があたり災害対策本部の事業を総括し、所属職員を指揮監督する。

(2) 副本部長及び本部員の任命

村長は、副村長及び教育長を災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）に、別表第 1 に掲げる者を災害対策本部員（以下「本部員」という。）に、それぞれ任命する。

(3) 本部の所掌事務

本部は、村全体の災害予防対策、災害応急対策等を実施するため、次の事務を所掌する。

- ア 災害対策の総合的調整に関すること
- イ 本部の非常配備体制に関すること
- ウ 現地対策本部に関すること
- エ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること
- オ 避難の勧告及び指示に関すること
- カ 災害救助法の適用要請に関すること
- キ 県等に関する応援要請に関すること
- ク 他市町村との相互応援に関すること
- ケ 自衛隊に対する派遣の要請依頼に関すること
- コ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること
- サ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること

(4) 本部会議

本部長は、災害予防対策、災害応急対策等を検討し、又は実施するため、必要に応じて、本部長、副本部長、本部員その他本部長が指名する者で構成する本部会議を招集する。

(5) 関係機関に対する要請等

本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して、必要な措置を講ずるよう要請し、又は災害対策本部との連絡のための職員の派遣を要請する。

(6) 部及び班

本部に別表第2に掲げる部を置き、当該部に同表に掲げる班を置く。

本部の部及び班の分掌事務は、別表第3に掲げるとおりとする。

ア 部及び班の職制

本部の部に置かれる部長のほか、部により副本部長を、各班に班長及び班員を置く。

本部の部長、副本部長及び班長は別表第2に掲げる者を、班員は同表に掲げる部及び班に対応する村の組織の職員をもって充てる。

カ 部長等の職務

本部の部長は、部の事務を掌理し、部に属する職員を指揮監督する。

副本部長は、部長を助け、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

キ 班長

各班の班長は、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

ク 班員

各班の班員は、上司の命を受け、災害対策に従事する。

(7) 現地災害対策本部

ア 現地災害対策本部の所掌事務及び設置場所

現地災害対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(ア) 被害状況、応急対策実施状況の情報収集及び分析

(イ) 現場部隊の役割分担及び調整に関する業務

(ウ) 本部長の指示による応急対策の推進

(エ) その他緊急を要する応急対策の実施

イ 現地災害対策本部の設置場所は、災害の現地若しくはその付近等とする。

ウ 現地災害対策本部に属する者

次の者は、現地災害対策本部に属し、現地災害対策本部において、事務に従事する。

(ア) 現地災害対策本部長

(イ) 現地災害対策本部員

(ウ) その他の職員

エ 現地災害対策本部長

現地災害対策本部長は、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者をもって充て、現地災害対策本部の事務を掌理し、現地災害対策本部に属する職員を指揮監督する。

オ 現地災害対策本部員等

現地災害対策本部員は、本部員のうちから本部長が指名する者をもって充て、現地災害対策本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務に従事する。

現地災害対策本部のその他の職員は、本部に属する職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

カ 現地災害対策本部長の関係機関に対する要請等

現地災害対策本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して、必要な措置を講ずるよう要請し、又は災害対策本部との連絡のための職員の派遣を要請する。

(8) 職員の配備

村長は、村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めたときは、玉川村災害対策本部の設置前においても職員を配備する。

職員の配備要領は、別表4のとおりとする。

災害対策本部が設置された場合の職員の配備は、第1非常配備から第2非常配備までとする。

ただし、局地災害が発生した場合、大規模な災害が発生するおそれがある場合で、村長が必要と認めたときはこの限りでない。

(9) その他

ここに定めるもののほか、本部の部及び班の組織に関し必要な事項は部長が、現地災害対策本部の組織に関し必要な事項は現地災害対策本部長がそれぞれ定める。

別表第1 災害対策本部員

総務課長	企画産業課長	住民税務課長	健康福祉課長	地域整備課長
教育課長	議会事務局長	会計管理者	公民館長	消防団長

別表第2 災害対策本部体制

災害対策本部 (本部会議)	本部長	村長	総務部	情報連絡広報班 (班長：総務係長)
	副本部長	副村長 教育長	部長 総務課長	・総務係 ・広報広聴係 ・生活安全係 ・財政係
	本部員	総務課長 企画産業課長 住民税務課長 健康福祉課長 地域整備課長 教育課長 議会事務局長 会計管理者 公民館長 消防団長	住民部	資産調査班 (班長：固定資産係長)
			部長 住民税務課長	・賦課徴収係 ・固定資産係 避難対策班 (班長：住民係長) ・住民係 ・国民年金係 ・環境衛生係
			福祉部	衛生班 (班長：国民健康保険係長)
			部長 健康福祉課	・国民健康保険係 ・介護保険係 救護班 (班長：保険衛生係長) ・保健衛生係 ・社会福祉係 給食班 (班長：地域包括支援センター係長) ・地域包括支援センター
			企画産業部	農政班 (班長：農政係長)
			部長 企画産業課長 副部長 議会事務局長	・産業振興係 ・農政係 物資調達班 (班長：議会事務局長) ・議会事務局 ・農業委員会 企画班 (班長：企画振興係長) ・企画振興係 ・空港係 ・商工観光係
			建設部	建設班 (班長：建設係長)
			部長 地域整備課長	・建設係 ・都市計画係 資材班 (班長：管理係長) ・管理係 水道班 (班長：上水道係長) ・上水道係 ・下水道係
教育部			教育調査班 (班長：教育係長)	
部長 教育課長			・教育委員会 ・幼稚園 ・公民館 ・保育所	
		会計部	出納班 (班長：出納係長)	
		部長 会計管理者	・会計室	
現地災害対策本部 (必要に応じて設置)		警備消防部	消防班 (班長：消防団訓練部長)	
		部長 消防団長 副部長 消防団副団長	・消防団	

別表第3 各部の所掌事務等

部	班	所掌事務
総務部	情報連絡広報班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災会議に関する事。 (2) 災害対策本部の庶務に関する事。 (3) 総合的災害対策の樹立と、各部との連絡調整に関する事。 (4) 災害対策本部長の命令の伝達に関する事。 (5) 気象情報及び災害情報の収集・伝達に関する事。 (6) 消防機関の出動命令と活動に関する事。 (7) 警察官の出動要請に関する事。 (8) 自衛隊の派遣要請に関する事。 (9) 災害救助法に関する事。 (10) 災害救助金・災害弔慰金の交付及び受領に関する事。 (11) 他市町村との応援・協力に関する事。 (12) 県知事等に対する応援又は応急措置の実施要請に関する事。 (13) 県に対する報告及び県との連絡に関する事。 (14) 災害対策本部と各部との連絡に関する事。 (15) 現地災害対策本部の設置に関する事。 (16) 現地災害対策本部との連絡に関する事。 (17) 災害写真の撮影、収集、記録及び広報活動に関する事。 (18) 職員の非常召集に関する事。 (19) 災害時における職員の動員及び調達に関する事。 (20) 村議会との連絡に関する事。 (21) 防災関係機関との連絡調整に関する事。
住民部	資産調査班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家屋、土地等、民有財産の被害調査に関する事。 (2) り災世帯の調査に関する事。 (3) り災証明書の交付及び被災者生活再建制度に関する事。 (4) 村有財産の被害の調査並びにその応急復旧に関する事。 (5) その他本部長の命ずる応急対策に関する事。
	避難対策班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難所の設営管理及び避難誘導に関する事。 (2) 自主防災組織に関する事。 (3) 部内の連絡調整及び他班への応援に関する事。 (4) 帰宅困難者に関する事。 (5) 部内の連絡調整及び他班への応援に関する事。 (6) 死体の処理、埋火葬に関する事。 (7) 動物の対応に関する事。 (8) 環境放射線モニタリングに関する事。 (9) 義援金の受入及び配分に関する事。

福祉部	衛生班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防疫に関する事。 (2) 災害地の清掃に関する事。 (3) じん芥、し尿の収集処理に関する事。 (4) 部内の連絡調整及び他班の応援に関する事。
	救護班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救護対策に関する事。 (2) 救護所の設置に関する事。 (3) 医療協力機関との連絡に関する事。 (4) 医療及び助産に関する事。 (5) 乳幼児及び妊産婦の救護に関する事。 (6) 災害ボランティアに関する事。 (7) 災害時における要援護者、外国人対策に関する事。
	給食班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 応急主要食糧及び救助物資の配分に関する事。 (2) 避難所における炊き出しに関する事。
企画産業部	農政班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農林水産業施設の応急対応に関する事。 (2) 観光施設の点検、整備及び復旧に関する事。 (3) 中小企業の応急対策に関する事。 (4) 飲食物の出荷制限・摂取制限に関する事。
	物資調達班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調達に関する事。 (2) 応急主要食糧及び救助物資の調達及び配達に関する事。
	企画班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部内の連絡調整及び他班の応援に関する事。 (2) 災害対策費の予算措置に関する事。 (3) 災害対策用物資及び資材の購入等に係る契約に関する事。 (4) 応急公用負担等に関する事。 (5) 国・県等に対する要望等の資料の作成に関する事。 (6) 本庁機関に属する自動車等の配車に関する事。
建設部	建設班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路、橋梁の点検、整備及び復旧に関する事。 (2) 公共土木施設の障害物の撤去に関する事。 (3) 水防活動に関する事。 (4) その他災害復旧対策に係る土木建設工事に関する事。 (5) 応急仮設住宅の建設に関する事。 (6) 被災住宅の応急措置、調査に関する事。 (7) 公共土木施設の被災状況調査及び報告に関する事。
	資材班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害対策用資材の確保及び配分に関する事。 (2) 部内の連絡調整及び他班の応援に関する事。
	水道班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 拠点給水に関する事。 (2) 応急給水に関する事。 (3) 水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。

教育部	教育調査班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 村立学校施設の点検、整備及び復旧に関する事。 (2) 文化財及び公民館等の点検、整備及び復旧に関する事。 (3) 児童及び生徒の救護・応急教育に関する事。 (4) り災した児童及び生徒の救護及び応急手当に関する事。 (5) り災した児童及び生徒の被災状況の調査及び健康管理に関する事。 (6) 応急学校教材及び学用品の供給整備及び教職員の動員に関する事。 (7) 災害応急対策のための教育施設などの利用に関する事。 (8) 部内の連絡調整及び他班の応援に関する事。
会計部	出納班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害応急対策に要する経費の経理に関する事。 (2) 災害応急対策に要する物品の出納に関する事。
警備消防部	消防班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救急及び救助に関する事。 (2) 火災その他災害の予防、警戒及び防ぎよに関する事。 (3) 行方不明者の捜索及び死体の収容に関する事。 (4) 危険物等の措置に関する事。 (5) 災害等の情報収集に関する事。 (6) その他消防公安に関する事。 (7) 災害時における交通規制の協力に関する事。

別表第4 配備基準と配備内容

1 一般災害

(1) 災害対策本部設置前の配備

事前配備及び警戒配備に関わる指揮監督は総務課長が行う。

配備区分	配備体制	配備時期
事前配備	情報連絡のため、総務課、地域整備課の少数の人員をもってあたるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	(1) 大雨、台風期等において、気象注意報（大雨、洪水、強風注意報等）が発表され、なお警報の発表が予想されるときで、総務課長が配備を決定したとき。 (2) その他特に村長及び総務課長が必要と認めたとき。
警戒配備	各課長及び関係各課の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い、災害の発生とともに直ちに災害応急対策活動が開始できる体制とする。	(1) 大雨、洪水等の警報が発表されたとき。 (2) その他特に村長及び総務課長が必要と認めたとき。

(2) 災害対策本部設置後の配備

非常配備に関わる指揮監督は村長が行う。

配備区分	配備体制	配備時期
第一非常配備	発生災害に係る各部各班の長は、所要人員を配置して災害応急対策活動ができる体制をとり、又は災害応急活動を実施する。事態の推移に伴い、第二非常配備体制に円滑に移行できる体制とし、災害対策に係る協力関係機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。〔災害対策本部体制〕	(1) 村内で局所的に災害が発生し、拡大のおそれがあるとき。 (2) 複数の地域で災害の発生が予想されるとき。 (3) その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。
第二非常配備	災害対策本部の全員及び協力機関をもって災害応急対策活動を実施する体制とする。〔災害対策本部体制〕	(1) 村内の複数又は全域にわたって災害が発生したとき。 (2) 被害が甚大と予想されるとき。 (3) その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。

2 地震災害

(1) 災害対策本部設置前の配備

警戒配備に関わる指揮監督は総務課長が行う。

配備区分	配備体制	配備時期
警戒配備	<p>各課長及び関係各課の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い、災害の発生とともに直ちに災害応急対策活動を開始できる体制とする。</p> <p>○初動処理事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震情報の収集・伝達 ・関係機関との連絡調整 ・火災など二次災害の状況と見通しの状況把握 ・被害状況の収集・伝達 ・その他必要事項 	<p>(1) 玉川村又はその周辺で震度4の地震が観測されたとき。</p> <p>(2) その他必要により村長及び総務課長が当該配備を指令したとき。</p>

(2) 災害対策本部設置後の配備

非常配備に関わる指揮監督は村長が行う。

配備区分	配備体制	配備時期
第一非常配備	<p>情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。所要人員は、災害対策各部の概ね2/3を配備する。</p> <p>事態の推移に伴い、第二非常配備体制に円滑に移行できる体制とし、災害対策に関係ある協力関係機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。</p> <p>〔災害対策本部体制〕</p>	<p>(1) 玉川村又はその周辺で震度5弱又は5強の地震が観測されたとき。</p> <p>(2) 東日本太平洋沖を想定した地震災害に関する警戒宣言が発せられたとき。</p> <p>(3) その他必要により村長が当該配備を指令したとき。</p>
第二非常配備	<p>甚大な災害が発生した場合において、組織及び機能のすべてをあげて、応急対策活動にあたる体制とする。</p> <p>〔災害対策本部体制〕</p>	<p>(1) 玉川村又はその周辺で震度6弱以上の地震が観測されたとき。</p> <p>(2) その他必要により村長が当該配備を指令したとき。</p>

3 事故災害（消防団の配備）

事故災害時においても、「一般災害対策」の配備基準に従い、動員配備を行うものとする。

ただし、消防及び水防等のため、消防団を動員する場合、消防団の配備は、次の基準とする。

（１）災害対策本部設置前の消防団の配備

警戒配備に関わる指揮監督は総務課長が行う。

配備区分	指揮者	配備体制	配備時期
警戒配備	消防団長又は総務課長	消防団本部、分団及び特命出動団員をもって、広報車、消防ポンプ車等により住民に警戒心の喚起を呼びかけて警戒体制を強化する。	(1) 大雨、洪水、強風、乾燥等の注意報が発表され、災害予防上危険があると認められる場合、又は、火災が発生した場合に大火に発展しやすい異常気象のとき。 (2) 火災警報、水防警報の発令時 (3) その他特に村長及び消防団長又は総務課長が必要と認めたとき。

（２）災害対策本部設置後の消防団の配備

非常配備に関わる指揮監督は村長が行う。

配備区分	指揮者	配備体制	配備時期
第一非常配備	本部長（村長）	消防団本部、分団及び特命出動団員をもって、その他の団員は待機させる。 〔災害対策本部体制〕	「一般災害」の配備基準に準ずる。
第二非常配備	本部長（村長）	全消防団員をもってあてる。 〔災害対策本部体制〕	

資料 1-3-2 配備編成計画

課名	災害対策本部	配備体制			
		事前配備	警戒配備	災害対策本部体制	
				第一非常配備	第二非常配備
総務課	総務部	3人	4人	全職員	
		・総務課長 ・総務係長 ・生活安全係長	※事前配備に加え ・財政係長	・総務課全職員	
住民税務課	住民部	0人	1人	6人	
			・住民税務課長	※警戒配備に加え ・住民税務課全係長 ・支所職員	
健康福祉課	福祉部	0人	1人	7人	
			・健康福祉課長	※警戒配備に加え ・健康福祉課全係長	
企画産業課 議会事務局 農業委員会	企画産業部	0人	3人	6人	
			・企画産業課長 ・議会事務局長 ・農政係長	(警戒配備に加え) ・企画産業課全係長	
地域整備課	建設部	3人	4人	全職員	
			・地域整備課長 ・下水道係長 ・建設係長	※事前配備に加え ・上水道係長	・地域整備課全職員
教育委員会 公民館 いずみ幼稚園 すがま幼稚園 保育所	教育部	0人	2人	4人	
			・教育課長 ・公民館長	※警戒配備に加え ・教育係長 ・公民館係長	
会計室	会計部	0人	1人	1人	
			会計管理者	出納係長	
消防団	警備消防部	0人	6人	11人	
			・本団幹部	※警戒配備に加え ・分団長	

全職員
(全団員)

資料 1 - 3 - 3 消防団の状況

1 階級別消防団員数

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

分団数	条例定数	団長	副団長	庶務部長 総務部長	訓練指導員 訓練部長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	団員合計
11	305	1	2	1	2	11	11	—	32	229	289

(資料：須賀川地方広域消防組合)

2 消防団幹部組織表

所 属	階 級	氏 名
本 団	団 長	車 田 信 彦
〃	副 団 長	円 谷 久
〃	〃	佐久間 福 男
〃	訓練部長	大 野 政 幸
〃	〃	関 根 和 美
川 辺	分 団 長	鈴 木 隆
蒜 生	分 団 長	佐 藤 匡 成
小 高	分 団 長	関 根 浩 司
中	分 団 長	小 林 幸 正
岩法寺	分 団 長	奥 野 堅 一
竜 崎	分 団 長	小 林 裕 也
南須釜	分 団 長	我 妻 伸 一
北須釜	分 団 長	塩 澤 賢 一
吉	分 団 長	須 釜 和 芳
山小屋	分 団 長	石 森 洋 幸
四 辻	分 団 長	塩 田 豊 勝

3 消防団出動区分

警防区分	第 1 警防区 (西部地区)	第 2 警防区 (東部地区)	備 考
第 1 出動	当該分団及び隣接分団	当該分団及び隣接分団	第 2 出動区分の待機(出動)については、状況により分団長の指令とする
第 2 出動	西部地区 6 分団	東部地区 5 分団	
第 3 出動	全分団(11 分団)	全分団(11 分団)	
応援出動	隣接する分団は状況により出動する		
警戒出動	指定又は指令のあった分団出動		

(注) 出動は上記の区分によるとともに、団長の指令による。

資料 1-3-4 自主防災組織の状況

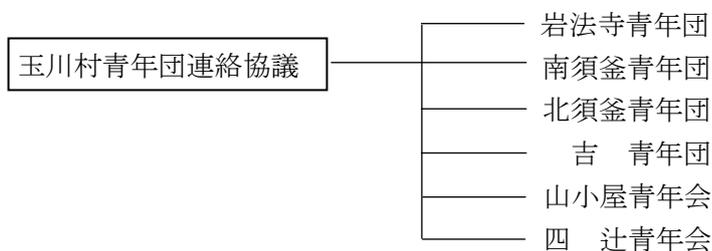
番号	組 織 の 名 称	職 名	人 員	備 考
1	玉川村婦人消防隊	隊 長	1,429	
2	川辺区自主防災会	区 長	277	
3	蒜生区自主防災会	区 長	116	
4	小高区自主防災会	区 長	281	
5	中区自主防災会	区 長	171	
6	岩法寺区自主防災会	区 長	202	
7	竜崎区自主防災会	区 長	180	
8	南須釜区自主防災会	区 長	260	
9	北須釜区自主防災会	区 長	129	
10	吉区自主防災会	区 長	67	
11	山小屋区自主防災会	区 長	37	
12	四辻新田区自主防災会	区 長	45	
合 計	1 団体・11 区自主防災会		3,194 人	

資料 1-3-5 奉仕団体組織表

1 女性の会

山小屋女性の会

2 青年団



3 婦人消防隊



(通信関係)

資料 1-4-1 専用通信施設及びアマチュア無線局の設置場所調べ

設置機関	設置場所	電話番号	通信施設			
			呼出名称	空中線電力	周波数	電波形式
福島県警察	玉川駐在所	57-2053				
福島県警察	空港警備派出所	57-1110				
福島県	空港管理事務所	57-1111				
須賀川消防署	玉川派出所	57-4112				
福島県	玉川村役場	57-3101	県防災無線			
玉川村	玉川村役場	57-3101	ぼうさいたまかわ (移動系)	5・10W	466.27	F3E
アマチュア無線		57-3101	JH7Z0Q	10W	144	F3E

資料 1-4-2 災害時有線電話

No.	電話番号	第1使用場所	第2使用場所	備考
1	0247-57-3101	災害対策本部	総務課	役場代表電話
2	0247-57-4621	災害対策本部		
3	0247-57-4622	災害対策本部	住民税務課	内3回線は災害優先電話
4	0247-57-4623	災害対策本部	健康福祉課	
5	0247-57-4624	災害対策本部	住民税務課	
6	0247-57-4625	災害対策本部	会計室	
7	0247-57-4626	災害対策本部	地域整備課	
8	0247-57-4627	災害対策本部	企画産業課	
9	0247-57-4628	災害対策本部	農業委員会	
10	0247-57-4629	災害対策本部	企画産業課	
11	0247-57-4630	災害対策本部	議会事務局	
12	0247-57-4631	災害対策本部	地域整備課	
13	0247-57-4632	災害対策本部	公民館	
14	0247-57-4633	災害対策本部	教育委員会	

(災害危険箇所等)

資料 1-5-1 地すべり防止区域

地区名	場 所	指 定 年 月 日	面 積 (ha)
奥 撫	北須釜字奥撫	昭和 51 年 7 月 5 日	11.0

資料 1-5-2 地すべり危険箇所

地区名	溪 流 名	河 川 名	所 在 地
奥 撫	阿武隈川	泉郷川	北須釜字奥撫

資料 1-5-3 土石流危険溪流

水系名	河 川 名	溪 流 名	溪 流 所 在 地
阿武隈川	北須川	四辻新田沢	四辻新田地内
阿武隈川	北須川	青井沢 2	南須釜地内
阿武隈川	北須川	青井沢 5	南須釜地内
阿武隈川	北須川	青井沢 6	南須釜地内

資料 1-5-4 急傾斜地崩壊危険箇所

箇所名	所 在 地	地形				区域内住家	備 考
		勾配	長さ	高さ	面積		
糶屋	竜崎 字糶屋	50 度	100m	10.0m	0.3ha	9	自 然
栗木内	蒜生 字栗木内	60	100	10.0	0.4	5	自 然
北ノ宿	南須釜字北ノ宿	50	30	8.0	0.2	5	自 然
後作田	中 字後作田	60	80	15.0	0.2	10	人 工
沢小屋	竜崎 字糶屋	50	100	10.0	0.3	9	自 然
東耕地	小高 字東耕地	60	190	10.0	0.4	5	自 然

資料 1-5-5 山腹崩壊危険箇所

箇所番号	地 区 名	所 在 地
1001	弥左衛門平	四 辻 新 田
1002	川 久 保	四 辻 新 田
1003	早 蕨	南 須 釜
1004	柳 作	南 須 釜

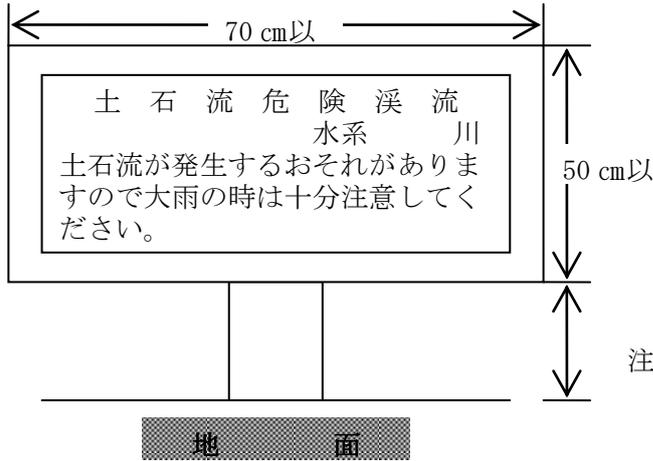
資料 1-5-6 崩壊土砂流出危険地区

箇所番号	地 区 名	所 在 地
2001	津 間	四 辻 新 田

資料 1-5-7 砂防指定地

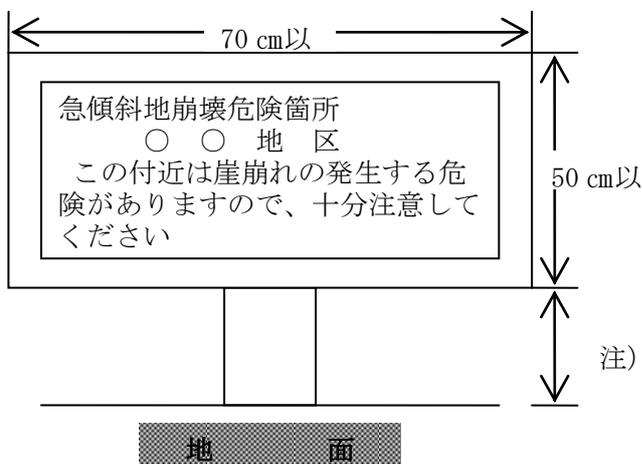
箇所番号	水 系	地 区 名	所 在 地	告示年月日
508	阿武隈川	泉郷川	北須釜	昭和 38 年 10 月 2 日
648	阿武隈川	平ヶ谷地沢	小 高	昭和 63 年 1 月 27 日

資料 1-5-8 土石流危険標識



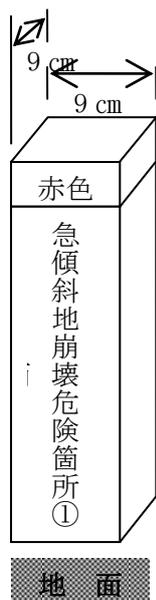
- 注) 1 白地
2 赤枠
3 文字は「危険」のみ赤、他は黒

資料 1-5-9 急傾斜地崩壊危険箇所標識

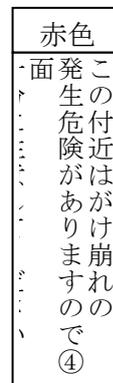
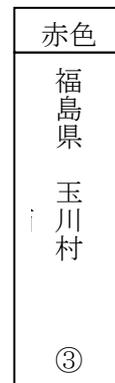
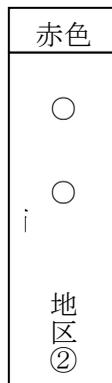


- 注) 1 白地で赤枠を設ける
2 文字は黒色
3 掲示板の品質は、腐食しないもの

資料 1-5-10 急傾斜地崩壊危険箇所標柱



- 注) 1 標柱の色は、白地で赤枠を設ける
2 文字は黒色
3 標柱の品質は、腐食しにくいもの



(水防)

資料 1-6-1 重要水防区域

河川名	消防分団名	重要水防区域									
		左岸 右岸 の別	位置		種別	基準 区分	延長 (m)	予想さ れる危 険概要	対策 水防 工法	氾濫 面積 (ha)	摘要 人家
			大字	字							
泉郷川	蒜生分団	両岸	蒜生 小高	羽根石 西屋敷	堤防高	A	300	溢水	土のう積	1	人家 9 田畑 1
阿武隈川	小高分団	右岸	小高	下川田	堤防高	A	2,900	溢水	土のう積	195	人家 48 田畑 136 畑 59
阿武隈川	中分団 竜崎分団	右岸	竜崎	松ヶ作	堤防高	A	1,700	溢水	土のう積	59	人家 35 田畑 57

資料 1-6-2 たため池箇所

ため地名	所 在	貯水量 m ³	堤高m	堤長m
武 道 池	大字川 辺字武道	40,000	5.0	75.0
松 井 田 池	大字川 辺字武道	12,000	5.6	85.0
ア ラ 池	大字川 辺字山森田	100,000	7.0	81.0
新 池	大字川 辺字堂平	12,000	7.4	75.0
蒜 生 新 池	大字蒜 生字栗木内	19,000	6.0	80.0
掛 金 池	大字小 高字手掛金	44,000	6.9	60.0
会 与 志 池	大字小 高字会与志	10,000	4.0	36.0
中 村 堰	大字 中 字入山	82,000	6.0	120.0
新 屋 敷 地	大字岩法寺字新屋敷	8,000	6.0	47.0
吉 太 郎 池	大字岩法寺字道昴	21,000	4.0	76.0
郡 池	大字岩法寺字柳作	24,000	7.0	60.0
待 池	大字岩法寺字和久	6,000	5.0	71.0
岩法寺新屋敷池	大字岩法寺字新屋敷	4,900 (5,100)	6.5	40.8
岩 法 寺 池	大字岩法寺字中ノ町	3,000 (4,050)	4.0	54.0
荒 池	大字竜 崎字上代	64,000	7.3	135.0
三 ツ 池	大字竜 崎字蔵岡	31,000	6.8	83.0

資料 1-6-5 河川巡視責任者及び水位観測一覧

1 水位観測

観測所名	水防団待機水位 (指定水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険水位 (危険水位)
玉城橋 (タマキハシ)	3.60m	4.80m	5.20m	6.10m

2 河川巡視責任者

河川名	区域	責任者職名	
阿武隈川	川 辺	玉川村消防団	川辺分団長
	蒜 生	玉川村消防団	蒜生分団長
	小 高	玉川村消防団	小高分団長
	中	玉川村消防団	中 分団長
	竜 崎	玉川村消防団	竜崎分団長
			連絡先については、消防団幹部名簿参照のこと

(消防)

資料1-7-1 消防施設及び消防団団員等の現有勢力

区分 班別	消 防 ポ ン プ 自 動 車	小型動力 ポンプ付 積 載 車	小型動力 ポ ン プ	消 防 水 利		団 員 定 数	備 考
				防火水槽	消 火 栓		
本 部						6	防火水槽には 池・プール・ 自然水利を含 む
川 辺	1		1	4	21	35	
蒜 生		1		2	9	17	
小 高	1		1	5	27	35	
中		1		8	13	23	
岩法寺		1		5	8	23	
竜 崎	1		1	9	15	32	
南須釜	1		1	17	17	42	
北須釜		1		19	19	33	
吉		1		8	5	25	
山小屋		1		8	5	17	
四 辻		1		7		17	
計	4	7	4	92	139	305	

資料1-7-2 市町村消防相互応援協定の状況

指 定 先 市 町 村	協定締結 年 月 日	業務の種類	連 絡 先		備 考
				電 話	
須 賀 川 市	43. 8. 13	火災・水害	須賀川市役所	0248-75-1111	
鏡 石 町	43. 8. 13	火災・水害	鏡石町役場	0248-62-2111	
矢 吹 町	43. 8. 13	火災・水害	矢吹町役場	0248-42-2111	
石 川 町	43. 8. 13	火災・水害	石川町役場	0247-26-2111	
平 田 町	43. 8. 13	火災・水害	平田町役場	0247-55-3111	
浅 川 町	43. 8. 13	火災・水害	浅川町役場	0247-36-4121	
古 殿 町	43. 8. 13	火災・水害	古殿町役場	0247-53-3111	

(文化財)

資料 1-8-1 玉川村の文化財（無形文化財を除く）

名 称	種 別	所 在 地	備 考	
石造五輪塔	国指定重要文化財	岩法寺字方丈 147	東福寺境内	
須釜東福寺舍利石塔	国指定史跡	南須釜字久保宿 70		
川辺八幡神社本殿	県指定重要文化財	川辺字宮ノ前		
川辺八幡のさかさ杉	県指定天然記念物	川辺字宮ノ前		
東福寺	県指定重要文化財	南須釜字久保宿 70（東福寺）		
木造薬師如来立像一躯 (附)木造両脇侍像二身区				
十二神将像十二躯				
宮ノ前古墳	県指定史跡	川辺字宮ノ前 416		
首藤家所蔵 石川文書二卷三四通	県指定重要文化財	所有者 大字中字向 79		首藤忠行
巖峯寺開山碑	村指定文化財	岩法寺字蕨岡 15-2		
銅製御正体鏡板一面	村指定有形文化財	南須釜(都々古別神社所蔵)		
都々古別神社御正体懸仏二面一躯	村指定有形文化財	南須釜字八文 138		
弘安供養塔婆(一基)	村指定有形文化財	小高字向久保 64		
巖峯寺観音堂仁王門(一棟)	村指定有形文化財	岩法寺字上竹 112		
巖峯寺観音堂仁王像(二躯)	村指定有形文化財	岩法寺字上竹 112		
巖峯寺観音堂木馬(白一体)	村指定有形文化財	岩法寺字上竹 112		
巖峯寺開山和尚空谷禅師座像(一躯)	村指定有形文化財	岩法寺字竹ノ内 189-2		
芭蕉の句碑		竜崎字滝山		
巖峯寺観音山阿弥陀三尊来迎板碑	村指定有形文化財	岩法寺		
長慶寺阿弥陀三尊来迎板碑	村指定有形文化財	小高		
矢部吉康家所有阿弥陀三尊来迎板碑	村指定有形文化財	川辺		
仁戸内阿弥陀三尊来迎板碑	村指定有形文化財	北須釜		
社号大額	村指定有形文化財	小高字西屋敷		
遷宮棟札	村指定有形文化財	小高字西屋敷		
大寺城跡本丸跡	村指定有形文化財	南須釜字館坂 232		
大般若経六百卷	村指定有形文化財	竜崎字金掘 75		
川辺八幡神社大杉	村指定天然記念物	川辺字宮ノ前 148-1		
東福寺銀杏木	村指定天然記念物	南須釜字久保宿(東福寺境内)		

玉川村の埋蔵文化財包蔵地

番号	遺 跡 名	所 在 地	備 考
1	狸穴遺跡	玉川村大字南須釜字狸穴	
2	滝作遺跡	玉川村大字南須釜字滝作	
3	仁戸内遺跡	玉川村大字北須釜字仁戸内	
4	原作田遺跡	玉川村大字竜崎 字原作田	
5	上代遺跡	玉川村大字竜崎 字上代	
6	百八古墳群	玉川村大字竜崎 字松ヶ作	
7	四斗蒨遺跡	玉川村大字竜崎 字四斗蒨	
8	開山古墳群	玉川村大字中 字下谷地	
9	後作田古墳群	玉川村大字中 字後作田	
10	入山遺跡	玉川村大字中 字入山	
11	向久保遺跡	玉川村大字小高 字向久保	
12	中島遺跡	玉川村大字小高 字中島	
13	江平遺跡	玉川村大字小高 字江平	
14	高原遺跡	玉川村大字小高 字北ノ内	
15	宮前古墳群(A)	玉川村大字川辺 字宮ノ前	
16	宮前古墳群(B)	玉川村大字川辺 字宮ノ前	
17	鬼淵遺跡	玉川村大字蒜生 字鬼淵	
18	堂平遺跡	玉川村大字川辺 字堂平	
19	別当宿遺跡	玉川村大字川辺 字中沖	
20	幕内山遺跡	玉川村大字川辺 字池下	
21	辰巳城遺跡	玉川村大字川辺 字辰巳城	
22	薬師堂遺跡	玉川村大字川辺 字薬師堂	

(緊急輸送)

資料 1-9-1 村所有車両調べ

課 別	保 有 台 数						
	自家用 貨物車	乗 合 自動車	自家用 乗用車	消 防 自動車	特 殊 用途車	軽自動車 四輪貨物	計
総 務 課	2	1	4				7
企画産業課			2			2	4
地域整備課	3		2			2	7
健康福祉課			3				3
住民税務課			2			1	3
教育委員会	2	3	1				6
公 民 館	2		1		1		4
合 計	9	4	15	0	1	5	34

(避難等)

資料 1-10-1 指定避難場所及び指定避難所

	避難地区	避難場所及び避難所施設			収容人員 (人)	
		名称	管理者	所在地	避難場所	避難所
1	竜崎地区	竜崎集会所	区長	竜崎字金堀 75	402	68
2	岩法寺地区	岩法寺農業構造改善センター	区長	岩法寺字湯神前 159	935	55
3	中地区	泉中学校	学校長	中字前作田 71	3,500	900
4	小高地区	玉川第一小学校	学校長	小高字中村前 50	2,465	693
5	小高地区	たまかわ文化体育館	村長	小高字大谷地 71	14,608	767
6	小高地区	玉川村保健センター	村長	小高字中畷 16-1	101	120
7	蒜生地区	蒜生農業構造改善センター	区長	蒜生字宮下 38-1	492	35
8	川辺地区	川辺小学校	学校長	川辺字館 171	1,543	389
9	南須釜地区	須釜中学校	学校長	南須釜字奥平 108	3,222	713
10	南須釜地区	須釜小学校	学校長	南須釜字堂ノ内 200	3,685	577
11	北須釜地区	北須釜生活改善センター	区長	北須釜字堀ノ内 133	241	51
12	吉地区	吉集会所	区長	吉字杉内 109-1	134	38
13	山小屋地区	山小屋コミュニティセンター	区長	山小屋字丸内田 207-71	160	32
14	四辻新田地区	四辻新田農業研修所	区長	四辻新田字村中 131-2	25	21

資料 1-10-2 福祉避難所

避難場所	所在地	収容人員	管理者	電話
介護事業所 玉川村ふれあいセンター	中字入山 59 番地	100 人	社会福祉法人 玉川村社会福祉協議会	57-4410

資料 1-10-3 避難勧告等の判断基準

1 避難準備（要援護者避難）情報・避難勧告・避難指示

災害対策本部では、台風や集中豪雨などによって災害が発生するおそれが高まったときや、災害発生後において二次災害を防止する必要があるときは、災害対策基本法や地域防災計画の規定に基づき、「避難準備（要援護者避難）情報」「避難勧告」「避難指示」を発令し、住民へ伝達する。

【避難情報の区分】

発令内容	発令時状況	住民に求める行動
避難準備情報 (要援護者避難)	○要援護者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○要援護者等、特に避難行動に時間を要する人は、計画された避難場所への避難を開始する (避難支援者は支援活動を開始する) ○上記以外の方は、家族等との連絡、非常持ち出し品の用意等、避難準備を開始する
避難勧告	○通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○通常の避難行動ができる人は、計画された避難所等へ避難行動を開始する
避難指示	○災害発生の前兆現象や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況 ○地域の特性等から人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害が発生した状況	○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、避難行動を直ちに完了する ○まだ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その時間がない場合は、生命を守る最低限の行動をとる

2 避難勧告等の判断基準

避難勧告等の発令にあたっては、対象とする災害を「河川洪水」と「土砂災害」に区分して、次の基準を参考に発令する。

(1) 河川洪水

避難勧告等は、次の基準を参考に、河川洪水情報、水位情報、今後の気象予報、河川巡視による報告等を総合的に判断して発令する。なお、河川等の氾濫における避難行動は、河川付近を避難路とする場合、計画された避難場所に避難することが必ずし

も適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅等の二階への避難を促すことも必要となる。

- ①具体的な基準として示す対象河川は阿武隈川上流とする。
- ②水位計設置場所より上流域での増水については、その他の河川の判断基準によるものとする。
- ③避難すべき区域として、阿武隈川上流については、原則として河川浸水想定区域とし、その他の河川については、収集した情報を総合的に判断した結果により、区域を決定する。

区分	阿武隈川上流	その他の河川
	水位観測所：玉城橋（タマキバシ）	
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が氾濫注意水位（4.80m）に到達し、上流部の雨量等の確認から、2時間後に著しい水位の上昇が予想される時 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の流水、上流部の雨量等を確認のうえ、著しい水位の上昇が予想される時
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が避難判断水位（5.20m）に到達し、上流部の雨量等の確認から、1時間後著しい水位の上昇が予想される時 ・河川氾濫の恐れがある時 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の流水、上流部の雨量等を確認のうえ、著しい水位の上昇が予想される時 ・河川氾濫の恐れがある時
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防が決壊する恐れがある時 ・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見された時 ・危険水位（6.10m）に到達した時 	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防が決壊する恐れがある時 ・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見された時

（2）土砂災害

土砂災害に伴う避難勧告等は、次に示す判断基準を基に、実際の状況に応じて発令する。また、判断基準以外にも、台風等による豪雨や暴風の襲来が予想される時は、避難する際に危険性が伴うこともあるため、溪流・斜面の状況や気象情報など総合的に判断しながら、早期に発令する。

区分	発令の判断基準
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害の前兆現象（湧水、地下水の濁り等）を発見した時 ・断続的な豪雨が続き「大雨警報」が発表された時 ・その他災害対策本部長が必要と認めた時
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等にクラック発生など）を発見した時 ・「土砂災害警戒情報」が発表された時 ・その他災害対策本部長が必要と認めた時
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害が発生した時 ・近隣で土砂移動現象、重大な土砂災害の前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等の発生など）を発見した時 ・その他災害対策本部長が必要と認めた時

3 避難情報及び防災情報の伝達

災害対策本部が、避難指示、避難勧告、避難準備情報（要援護者避難）を発令した時は、村の広報車、告知放送などから緊急情報として速報する。

4 避難勧告等に伴う伝達情報の内容

災害対策本部が、避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令した時は、区分に応じて、次のような内容により、住民に対して避難情報を発表する。

区分	広報する内容（例）
避難準備情報	こちらは玉川村災害対策本部です。□□□□に伴う大雨により、◇◇川の水位が上昇し、氾濫の恐れがあるため、〇〇時〇〇分、△△地区に対して「避難準備情報」を発令しました。 「△△地区」のお年寄りの方など、避難に時間がかかる人は、安全な場所に避難してください。そのほかの人も避難の準備を始めてください。
避難勧告	こちらは玉川村災害対策本部です。□□□□に伴う大雨により、◇◇川の水位が上昇し、氾濫の恐れがあるため、〇〇時〇〇分、△△地区に対して「避難勧告」を発令しました。 「△△地区」の人は、全員、できるだけ早く避難施設や近くの安全な場所に避難してください。
避難指示	こちらは玉川村災害対策本部です。□□□□に伴う大雨により、◇◇川の水位が上昇し、大変危険な状態となったため、〇〇時〇〇分、△△地区に対して「避難指示」を発令しました。 「△△地区」の人は、全員、直ちに、避難施設や近くの安全な場所に避難するよう指示します。

（医療（助産）救護・防疫）

資料 1-11-1 地域災害医療センター（福島県指定）

区分	医療機関名	所在地	電話番号
基幹災害医療センター	福島県立医科大学 医学部附属病院	福島市光が丘 1	024-547-1111
地域災害医療センター	福島赤十字病院	福島市入江町 11-31	024-534-6101
”	太田総合病院附属 太田西ノ内病院	郡山市西ノ内 2-5-20	024-925-1188
”	白河厚生総合病院	白河市豊地上弥次郎 2-1	0248-22-2211
”	南相馬市立総合病院	南相馬市原町区高見町 2-54-6	0244-22-3181
”	(財) 温知会 会津中央病院	会津若松市鶴賀町 1-1	0242-25-1515
”	福島県立南会津病院	南会津郡南会津町永田字風下 14-1	0241-62-7111
”	いわき市立 総合磐城共立病院	いわき市内郷御厩町久世原 16	0246-26-3151

資料 1-11-2 村内医療機関

区 分	名 称	電 話	所 在 地	備 考
医療機関	医療法人敬友会大木医院	57-2063	南須釜字行人塚 8	
	医療法人味原医院	57-2054	川辺字和尚平 279	
	福田歯科クリニック	57-3981	小高字南畷 12-4	
	月田歯科医院	57-4400	中学道上 6-2	
	あつうみ内科医院	37-1544	小高字中畷 18-1	
医 薬 品	なかや薬店	57-2105	南須釜字中奥平 17-2	
	コスモ調剤薬局玉川店	37-1200	川辺字二ノ鳥居 34-1	
	たまかわ薬局	37-1710	小高字中畷 18-7	

(飲食料・生活必需品等の保管場所等)

資料 1-12-1 食品の集積・保管場所調

建 物 名 称	所 在 地	使用可能面積	備 考
就業改善センター	小高字中畷 10	873 m ²	
須釜公民館	南須釜字奥平 108	651 m ²	

資料 1-12-7 炊出し実施場所調べ

建物名称	所在地	炊 出 し 設 備		給食可能 人 員	炊出所要 人 員
		既存 設備	臨時借上設置 可 能 設 備		
就業改善センター	小高字中畷 10			500	20
須釜公民館	南須釜字奥平 108			300	15
玉川村保健センター	小高字中畷 16-1			300	15

資料 1-12-9 被服等給与・貸与の費用限度額

災害救助法による被服、寝具その他生活必需品の給貸与の費用の限度額は、次のとおりである。

なお、表申の季節別は、災害発生の日による。

1 住家の全壊、全焼又は流出により被害を受けた世帯

区 分	1 世帯 (円)	2 世帯 (円)	3 世帯 (円)	4 世帯 (円)	5 世帯 (円)	1 世帯あたり 6 人以上 1 人増すことの加算額
夏期(4～9月)	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300 円
冬期(10～3月)	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400 円

2 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

区 分	1 世帯 (円)	2 世帯 (円)	3 世帯 (円)	4 世帯 (円)	5 世帯 (円)	1 世帯あたり 6 人以上 1 人増すことの加算額
夏期(4～9月)	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400 円
冬期(10～3月)	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300 円

(自衛隊派遣)

資料 1-13-1 自衛隊派遣要請連絡先

区 分	連 絡 先			備 考
	担 当		電 話	
勤務時間内	県中振興局	県民環境部	024-935-1295	
	県生活環境部 県民安全総室	災害対策課	024-521-7194	
勤務時間外	県民安全総室発行の情報連絡ルート集により連絡			

自衛隊 郡山駐屯地	陸上自衛隊 第6特科連隊	第3科長	024-951-0225(内線 235) (防災行政無線 811-380-01)	
	郡山駐屯地当直司令		024-951-0225(内線 302) (防災行政無線 811-380-02)	時間外の場合

資料 1-13-2 隊員宿舎及びヘリポート調

施 設 名	責任者氏名	住 所	電 話	収容能力	備 考
【 宿 舎 】 就業改善センター	所 長	小高字中畷 10	57-3101	100	
須釜公民館	館 長	南須釜字奥平 108	57-2266	50	
【ヘリポート】 玉川村民グラウンド	村 長	小高字大谷地 88	57-3101		

[資料編（様式等）]

[様式等]

(警備活動及び交通規制措置)

資料 2-1-1 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領

福島県における緊急通行車両の確認手続等取扱要領

第 1 目 的

この要領は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 76 条第 1 項の規定に基づき、都道府県公安委員会が災害時における通行の禁止又は制限を行った道路の区間において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、同法施行令（昭和 37 年政令第 288 号。以下「災対法施行令」という。）第 33 条第 1 項に基づき知事が行う同第 32 条の 2 に定める緊急通行車両の確認に係る手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 緊急通行車両の確認手続の対象

災対法施行令第 33 条第 1 項の規定により、知事が確認を行う緊急通行車両は、次のいずれの要件にも該当する車両とする。

(1) 地域防災計画等に基づき災害応急対策に使用される計画がある車両

災害時において、福島県又は市町村の地域防災計画及び指定行政機関又は指定公共機関の防災業務計画等（以下「地域防災計画等」という。）に基づき、災対法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策（別表 1）を実施するために使用される計画がある車両であること。

(2) 知事等が保有し又は調達する車両

知事及びその他の執行機関、市町村長及びその他の執行機関、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関等（以下「知事等」という。）が保有し、若しくは知事等との契約等により常時県等の活動のために専用で使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両で、災害応急対策に使用される車両であること。

第 3 緊急通行車両の確認申請に関する手続

1 確認申請の申出

(1) 確認申請の申出を行う者

緊急通行車両の使用者（緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者又はその代行者）

(2) 確認申請先

次に掲げる部署（以下「災害対策グループ等」という。）において、緊急通行車両の確認申請を行おうとする者の申出を受け付ける。

ア 生活環境部県民安全領域災害対策グループ

〔災害対策本部設置後又は知事が必要と認めた場合にあっては、生活環境部県民環境総務班（県民環境総務領域生活交通グループ）〕

イ 各地方振興局県民環境（県民）部県民生活（県民環境）グループ

〔災害対策地方本部設置後又は地方振興局長が必要と認めた場合にあっては、災害対策地方本部県税班（地方振興局県税部）〕

(3) 確認申請の書類

確認申請の申出に必要な書類は、緊急通行車両確認申請書（様式第1号）及び次に掲げる添付書類各1通とする。

ア 自動車検査証（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の写し

イ 輸送協定書又は県等の上申書等当該車両を使用して行う業務の内容を明らかにする書類の写し（県等が保有する車両で災害応急対策に使用するものを除く。）

2 確認する事項

災害対策グループ等において確認申請の申出を受理したときは、申請のあった車両が緊急通行車両として使用されるものであることについて、次の要件を確認する。

(1) 申出のあった車両を使用して行う事務又は業務の内容が、別表1に掲げる災害応急対策を実施するために必要なものであること。

(2) 当該災害応急対策に係る車両の用途（緊急輸送を行うこととなる車両にあっては、輸送人員又は品名）及び車両の使用者等が適正であること。

3 標章等の交付

(1) 確認の結果、緊急通行車両に該当すると認められた場合は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。）第6条第1項に定める標章（別記様式第3）及び同第6条第2項に定める緊急通行車両確認証明書（別記様式第4。以下「確認証明書」という。）を交付する。

(2) 標章等の交付にあたっては、申請者に次の事項を遵守するよう指導する。

ア 標章を緊急通行車両のダッシュボード等前面の見やすい箇所に掲示すること。

イ 標章とともに確認証明書を必ず携行すること。

ウ 当該緊急通行の用務が終了した場合、標章及び確認証明書を災害対策グループ等に速やかに返還すること。

第4 事前届出済証の交付を受けている車両の申請書類及び確認手続き

災害発生前において、あらかじめ福島県公安委員会（以下「県公安委員会」という。）から緊急通行車両等事前届出済証（様式第1号）（以下「事前届出済証」という。）の交付を受けている車両等について、災害対策グループ等に確認申請の申出があった場合、申請書類及び確認手続きは次のとおりとする。

1 確認申請の書類

確認申請の申出に必要な書類は、県公安委員会から交付されている事前届出済証及び緊急通行車両確認申請書（様式第1）とし、自動車検査証等の添付書類の提出は省略する

ものとする。

2 確認手続き

事前届出済証を受けていない緊急通行車両に優先して確認を行い、確認のための必要な審査は省略することができるものとする。

第5 緊急通行車両の確認手続の処理経過の明確化及び報告

1 緊急通行車両の確認手続の処理経過の明確化

緊急通行車両であることの確認を行い、標章及び確認証明書を交付した災害対策グループ等においては、緊急通行車両の確認事務の処理経過を明らかにしておくため、緊急通行車両確認申請受理簿（様式第2号。以下「確認申請受理簿」という。）を作成する。

2 県公安委員会への報告

災害対策グループ等において緊急通行車両の確認を行ったときは、速やかに福島県警察本部交通部交通規制課経由で県公安委員会に対し、確認申請受理簿の写しにより報告する。

第6 大規模地震対策特別措置法に基づく取扱い

県公安委員会から、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条第2項の規定に基づく緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両は、災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両の取扱いに準じて行う。

第7 国民保護法に規定する緊急通行車両の取扱い

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第155条第1項の規定に基づく緊急通行車両の取扱いについては、災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両の取扱いと同様に行うものとし、上記第2から第5の手続きにより確認事務を行う。

この場合、第2から第5の字句のうち別表2の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替える。

第8 制度の周知

緊急通行車両の確認手続き、県公安委員会が実施する事前届出及び通行の禁止又は制限から除外する車両の取扱い等については、福島県地域防災会議等を通じて関係機関等に対し、その趣旨、対象、申請手続き等の周知を図るよう努める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年 3月12日から施行する。

別表1 災害応急対策等一覧表（第2(1)、第3の2(1)及び第7関係）

<p>災対法第50条第1項に規定される災害応急対策は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防禦し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、右の事項を行うものとする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項 2 消防、水防その他の応急措置に関する事項 3 被災者の救難、救助その他保護に関する事項 4 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 5 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 6 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 8 緊急輸送の確保に関する事項 9 その他、災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項
<p>第7で準用する国民保護措置又は緊急対処保護措置</p> <p>国民保護法第2条第3項で定める武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第22条第1項に掲げる国民保護措置は、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針が定められてから廃止されるまでの間に、県等が法律の規定に基づき実施する右の措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置をいう。</p> <p>国民保護法第172条第1項で定める事態対処法第25条第3項第2号に掲げる緊急対処保護措置は、緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、県等が法律の規定に基づき実施する右の措置をいう。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置 2 施設及び設備の応急の復旧に関する措置 3 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置 4 輸送及び通信に関する措置 5 国民の生活の安定に関する措置 6 被害の復旧に関する措置 <p>緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は緊急対処事態における攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために緊急対処事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置</p>

別表2 国民保護法第155条に規定する緊急通行車両について確認手続きを行う場合における字句の読替え一覧表（第7関係）

適用	読替え前	読替え後
全般	災害時	事態対処法第2条に定める武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態並びに同法第25条第1項に定める緊急処理事態の認定が行われた場合
	災害応急対策	国民の保護に関する措置（国民保護措置）又は緊急対処保護措置
	輸送	運送
第2	災対法施行令第33条第1項	国民保護法施行令第39条により同様に行う災対法施行令第33条第1項
	福島県地域防災計画等	福島県民等保護計画等
	災対法第50条第1項に規定する災害応急対策	国民保護法第2条第3項で定める国民保護措置又は国民保護法第172条第1項で定める緊急対処保護措置
第3	福島県災害対策本部	福島県民等保護対策本部又は福島県緊急処理事態対策本部
	福島県災害対策地方本部	福島県民等保護地方対策本部又は福島県緊急処理事態地方対策本部

様式第 1 号

福島県知事 緊急通行車両確認申請書 申請者住所 (電話) 氏 名		年 月 日
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とし、2 枚複写（2 枚目）は、災害対策基本法施行規則第 6 条第 2 項別記様式第 4 の緊急通行車両確認証明書とする。

様式第 2 号

緊急通行車両確認申請受理簿（確認証明書交付簿）

受付（交付）番号	番号標に表示されている番号	使用者氏名	交付年月日	備考
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	

備考 用紙は、日本工業規格 A 4 とする。

○災害対策基本法施行規則関係様式
別記様式第3（第6条第1項関係）



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒字、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第4（第6条第2項関係）

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
福島県知事 印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

資料 2-1-2 災害対策基本法に基づく車両通行止標示

災害対策基本法施行令第32条を受け、災害対策基本法施行規則第5条第1項に基づく災害時における交通規則に係る標示の様式



- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

(災害情報の収集伝達)

資料 2-2-1 被害状況報告書

1 一般被害状況

[概況・中間・確定]

被 害 状 況 報 告										
災害の種類										
災害発生場所		玉川村大字								
災害の発生日		年 月 日		午前・午後		時 分				
報告の时限		月 日 時現在		報告時間		月 日 時 分				
発 信 者				発 信 者						
発 信 担 当 者				受 信 担 当 者						
罹災総数・人的損害	戸数(棟)	(棟) 戸		被 害	一 部 破 損	戸数(棟)		戸		
		世 帯 数				世 帯				
	人 員		人							
	死 者		人		床 上 浸 水	戸数(棟)		戸		
	行 方 不 明		人			世 帯 数		世 帯		
	負 傷	重 傷				人		人		人
軽 傷		人		人		人				
住	全 壊 焼	戸数(棟)		戸		床 下 浸 水	戸数(棟)		戸	
		世 帯 数		世 帯			世 帯 数		世 帯	
		人 員		人			人 員		人	
家	半 壊 焼	戸数(棟)		戸		非 住 家 被 害	全壊(焼)		棟	
		世 帯 数		世 帯			半壊(焼)		棟	
		人 員		人		被 害 総 額		千円		人
消防団出動人員		人								
応急措置状況・その他										

2 公衆衛生関係

[概況・中間・確定]

被 害 状 況 報 告 書				
災 害 の 種 類				
災 害 発 生 場 所	玉川村大字			
災 害 の 発 生 月 日	年	月	日	午前・午後 時 分
報 告 の 期 限	月	日	時現在	報 告 時 間 月 日 時 分
発 信 者			発 信 者	
発 信 担 当 者			受 信 担 当 者	
被 害 戸 数	全 壊	戸		
	半 壊	戸		
	床 上 浸 水	戸		
	床 下 浸 水	戸		
罹 災 人 口	人			
赤 痢 患 者 発 生 数	真 性	人		
	疑 似	人		
	保 菌	人		
	死 者	人		
区 分	単 位	数 量	被 害 者	
公 衆 衛 生 施 設	上 水 道			千円
	簡 易 水 道			
	集 落 排 水 施 設			
	最 終 処 分 場			
	計			
応 急 措 置 状 況 ・ そ の 他				

3 農林水産関係

[概況・中間・確定]

被 害 状 況 報 告 書									
災 害 の 種 類									
災 害 発 生 場 所		玉川村大字							
災 害 発 生 月 日		年		月		日		午前・午後 時 分	
報 告 の 期 限		月		日		時現在		報告時間 月 日 時 分	
発 信 者						発信者			
発 信 担 当 者						受信担当者			
区 分			件 数		数 量			被 害 額	
農 地	田	流出埋没						千円	
		冠 水							
	畑	流出埋没							
		冠 水							
	再 掲	果 樹 園							
		桑 園							
計									
区 分			流出埋没	土砂流入	冠水	浸水	その他	計(ha)	被害額(千円)
農 作 物 等	主 要 農 作 物								
	そ 菜 類								
	果 樹								
	葉 た ば こ								
	計								
区 分			件 数		数 量			被 害 額 (千円)	
家 畜 関 係									
	小 計								
林 業 関 係	林 道								
	林 産 物								
	林業施設								
	小 計								

治山関係	崩壊			
	地滑り			
	治山施設			
	小計			
農業用施設関係	ため池			
	頭首工			
	水路			
	堤とう			
	道路			
	橋梁			
	揚水機			
	小計			
応急措置状況 その他				

4 商工関係

[概況・中間・確定]

被害状況報告書					
災害の種類					
災害の発生場所	玉川村大字				
災害の発生日	年	月	日	午前・午後	時 分
報告の期限	月	日	時現在	報告時間	月 日 時 分
発信者			発信者		
発信担当者			受信担当者		
	区分	件数		被害額 (千円)	
ア	工業				
イ	商業				
ウ					
エ	計				
その他 応急措置状況					

5 土木関係

[概況・中間・確定]

被害状況報告書						
被害の種類						
被害の発生場所	玉川村大字					
被害の発生日	年	月	日	午前・午後	時	分
報告の期限	月	日	時現在	報告時間	月	日 時 分
発信者			発信者			
発信担当者			受信担当者			
区分		県工事分		村工事分		計
		箇所	被害額	箇所	被害額	箇所
ア	道路					
イ	河川					
ウ	橋梁					
エ	砂防					
オ						
カ						
キ						
ク						
ケ	計					
その他 応急措置状況						

6 教育関係

〔概況・中間・確定〕

被害状況報告書				
被害の種類				
被害の発生場所	玉川村大字			
被害の発生日	年	月	日	午前・午後 時 分
報告の期限	月	日	時現在	報告時間 月 日 時 分
発信者			発信者	
発信担当者			受信担当者	
	区分	単位	数量	被害額 (千円)
ア	中学校			
イ	小学校			
ウ	幼稚園			
エ	小計			
オ	社会教育施設			
カ	文化財			
キ				
ク				
ケ	計			
その他 応急措置状況				

7 その他

〔概況・中間・確定〕

被害状況報告書				
被害の種類				
被害の発生場所	玉川村大字			
被害の発生日	年	月	日	午前・午後 時 分
報告の期限	月	日	時現在	報告時間 月 日 時 分
発信者			発信者	
発信担当者			受信担当者	
	区分	単位	数量	被害額 (千円)
ア				
イ				
ウ				
エ				
オ				
その他 応急措置状況				

資料 2-2-2 被害状況報告書（福島県）

1 被害状況即報・災害確定報告(1/2)福島県

[概況・中間・確定]

災 害 名		被 害 状 況				
即 報 (第 1 報)				被 害	被害地区・被害形態等	
月 日 時 分現在	確 定	人的被害	死 者	人		
月 日 時 分現在	報 告 時 間		行 方 不 明 者	人		
月 日 時 分現在	管 内 名		負傷者	重 傷		人
報 告 者 名				軽 傷		人
災 害 对 策 本 部	設 置 月 日 時 分	住 家 被 害	全 壊	棟		
解 散 月 日 時 分				世帯		
水 防 本 部	設 置 月 日 時 分			人		
設 置 月 日 時 分			半 壊	棟		
解 散 月 日 時 分				世帯		
消 防 職 員 出 動 延 人 数	人			人		
消 防 団 出 動 延 人 数	人	一 部 破 損	棟			
			世帯			
			人			
		床 上 浸 水	棟			
			世帯			
			人			
		床 下 浸 水	棟			
			世帯			
			人			
		非 住 家	公 共 建 物	棟		
			そ の 他	棟		
		そ の 他				

特 記 事 項 (被 害 状 況 の 詳 細 等)

2 被害状況即報・災害確定報告(2/2)福島県

避難勧告・避難指示等						
時間帯	避難	世帯数	人	地区名	勧告・指示理由、避難場所等	
月 日 時 分～ 月 日 時 分～	① ②					
月 日 時 分～ 月 日 時 分～	① ②					
月 日 時 分～ 月 日 時 分～	① ②					
月 日 時 分～ 月 日 時 分～	① ②					
月 日 時 分～ 月 日 時 分～	① ②					
月 日 時 分～ 月 日 時 分～	① ②					
月 日 時 分～ 月 日 時 分～	① ②					
月 日 時 分～ 月 日 時 分～	① ②					
月 日 時 分～ 月 日 時 分～	① ②					
月 日 時 分～ 月 日 時 分～	① ②					
月 日 時 分～ 月 日 時 分～	① ②					
月 日 時 分～ 月 日 時 分～	① ②					
月 日 時 分～ 月 日 時 分～	① ②					
月 日 時 分～ 月 日 時 分～	① ②					
月 日 時 分～ 月 日 時 分～	① ②					
月 日 時 分～ 月 日 時 分～	① ②					

※「避難勧告」の場合は①を、「避難指示」の場合は②を入力すること。

特記事項（被害状況の詳細等）

資料 2-2-3 被害の認定基準一覧

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が、原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体を確認することが、出来ないが死亡したことが、確実な者
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者
	負傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のある者 (重傷) 1か月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1か月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。母屋より延面積の小さい建築物(同じ敷地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付属している場合は、同一棟とみなす。また、渡り廊下のように、二つ以上の母屋に付属しているものは折半して、それぞれを母屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子、夫婦であっても、生活の実態が、別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を1世帯として取り扱う。)
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達したもの、または住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達したものとす。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。 ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住できないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建築物をいう。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は、公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

(避難)

資料2-3-1 避難状況調

避難指示					避難			備考
月日時	地区名	世帯数	人員	避難予定場所	世帯数	人員	避難時間	
9:10 13:05	〇〇	15	73	〇〇公民館	14	70	9:10 14:00~ 17:00	自動車

資料2-3-2 避難所収容者名簿

住所	世帯主	世帯人員	避難所収容期間							
			月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	

資料2-3-3 避難所収容台帳

責任者 認 印	月 日	収容人員	物品使用状況		記 事	備 考
			品 名	数 量		
印	9.10	50人	ローソク	50本	9.10 05:00〇〇公民館 とし〇〇が責任者となる	
計	(5)					

注 1 「収容人員」欄は、当日の最多収容人員を記入し、収容人員数の増減経過は「記事」欄に記入しておくこと。

2 物品の使用状況は開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。

3 他市町村の住民を収容したときは、その氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

資料2-3-4 避難所用品物品受払簿

品名	月日	受入(購入)				受入(購入) 払出し先	払出し 数 量	残数 量	備 考
		単位	単価	数量	金額				
ローソク	9.10	本	200	50	1万	〇〇商店 〇〇公民館	50	0	

資料 2-3-5 避難所設置及び収容状況

避難所の名称	所在地	種別	開設期間	実人員	開設日数	延人員	備考
〇〇公民館	〇〇		月日から 月日まで	人	〇日間		
〇〇避難所	〇〇		月日から 月日まで	人	〇日間		天幕利用
計			月日から 月日まで				
			月日から 月日まで				

注 1 「種別」欄は、既存建物利用の場合と、野外仮設の場合に区分すること。

2 「計」欄には、既存建物利用の場合と、野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

資料 2-3-6 避難所開設用施設及び器物借用簿

名 称	品名(施設)	数量	期間	一日当借上費	金額	所有者(管理者)名
〇〇避難所						

(救助・救急)

資料 2-4-1 リ災者救出状況記録簿及び修繕簿

年月日	救出 地区	救出 人員	救出用機械器具			修 繕				備 考
			名称		金額					

救出用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記入し、有償の場合のみ借上費を「金額」欄に言己入する。

修繕の故障の概要は、故障の原因及び主な破損箇所を記入する。

資料 2-4-2 リ災者救出用機械器具修繕簿

年月日	救出 地区	救出 人員	救出用機械器具			修 繕				備 考
			名称		金額					

救出用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記入し、有償の場合のみ借上費を「金額」欄に記入する。

修繕の故障の概要は、故障の原因及び主な破損箇所を記入する。

資料 2-4-3 リ災者救出用機械器具燃料受払簿

品名	年月日	購入先・払出先	受			払数量	残数量	備考
			数量	単価	金額			

資料 2-4-4 救出用車両調達調書

品 名	数 量	調 達 先			
		名称(責任者)	所 在 地	電 話	備 考

(医療(助産)救護)

資料 2-5-1 救護班編成及び活動記録簿

年月日	市町村名	診察患者数	死体検 実 数	班の編成	班長職 氏 名	備考
○月○日から ○日間	玉川村	内 科 ○		医師 ○ 薬剤師○ 看護婦○ その他○	○○病院 (医師氏名)	
○月○日まで		外 科 ○	○			
○月○日から ○日間	玉川村	内 科 ○		医師 ○ 薬剤師○ 看護婦○ その他○	○○病院 (医師氏名)	
○月○日まで		外 科 ○	○			

- (注) 1 「診察患者数」欄は延べ人員数を記入する。
 2 「班の編成」欄は、職種ごとの人員数を記入すること。
 3 助産を実施した場合も記入すること。
 4 死体の処理を実施した場合も記入する。

資料 2-5-2 救護班出動編成表

〇〇救護班

			期 日	自	月	日	時	分
班 長				至	月	日	時	分
班 員			場 所					
			摘 要					

資料 2-5-3 救護班診療記録簿

〇〇 救 護 班

班長医師 氏 名 ㊞

年 月 日	市 町 村 名	患 者 氏 名	年 齢	病 名	処 置 概 要	備 考

資料 2-5-4 救護班医薬品衛生材料使用簿

〇〇 救 護 班

班長医師 氏 名 ㊞

医療品衛生材料品名	単 位 故 障	単 価	摘 要	受	払	残	備 考
		円					
							計 000,000 (残品返納)

- (注) 1 本籍は、救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を明らかにするものであること。
 2 「摘要」欄に受入先を記入すること。
 3 「備考」欄に払高数量(使用数量)に対する金額を記入しておくこと。

資料 2-5-5 医薬品衛生材料受払簿

単位

品名 包帯 平方米

呼称

年月日	摘要	受	払	残	備考
○年○月○日	○○薬品(株)	○○			単価○○,○○○円
〃	○○病院救護班		○	○	
○年○月○日	○○病院救護班		○	○	
	計	○ (○○○円)	○ (○○○円)		

- 1 「摘要」欄に購入先又は受入先及び払出し先を記入すること。
- 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
- 3 最終行欄に受払残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

資料 2-5-6 病院診療所医療実施状況

市町村名	診療機関名	診療期間	診療人員		診療報酬点数	金額	備考	
			入院	退院				
○○村	○○病院	00.00 ○○日間	○	○	—	00,000	00,000	健保
○○村	○○病院	00.00 ○○日間	○	○	—	00,000	00,000	国保
計		00.00 ○○日間	○	○	—	00,000	00,000	

(注) 1 「診療人員」欄は、延べ人員数を記入すること。

資料 2-5-7 助産台帳

分娩者			分娩の日時場所	助産機関名	期間	金額	備考
住所	氏名	年齢					

(防疫及び保健衛生)

資料 2-6-1 被害状況報告書

受信者氏名		受信日時	月 日 時 分
送信者名		所属課名	

発生年月日	年 月 日	月 日 時現在の状況	災害の原因	
-------	-------	------------	-------	--

地区名	全戸数	全壊	半壊	流失	床上浸水	床下浸水	計	被害者	鼠族昆虫駆除の指定の要否地	代施行の必要の有無	発生患者数					備考	
											患者	疑似者	保菌者	計	死者		

資料 2-6-2 地区別被害調査票

地区(字)名	総個数	被害戸数					被害率	り災人口	
		流失	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水			
計									

資料 2-6-3 防疫活動状況報告書

資料	防疫活動状況報告書	報告機関名	約束番	区分		当日	累計	当日	累計	当日	累計	週間累計
			月	日	真症	擬似	保菌者	死者	真症	擬似	保菌者	死者
			1	赤痢発生者数	真症							
					擬似							
					保菌者							
					死者							
			2	前赤痢発生者数	真症							
					擬似							
					保菌者							
					死者							
			3	市町村回数・応援を除く 防疫活動をしている								
			4	保健所数・応援を含む 防疫活動をしている								
			5	の防疫活動従事者 職員（雇用職員を含む）								
			6	の防疫活動従事者 本庁職員（雇用職員を含む）								
			7	清潔方法を行った戸数								
			8	消毒方法を行った戸数								
			9	鼠族昆虫駆除を行った戸数								
			10	水の供給を受けた人員 伝染病予防方法による家庭用								
			11	供給を受けた人員 災害救助法による飲料水の								
			12	検病調査人員								
			13	細菌検査実施件数								
			14	集団避難所数								
			15	集団避難所収容人員								
			16	備考								

資料 2-6-4 ねずみ族・昆虫等の駆除申請手続き

番 号
年 月 日

福島県知事 殿

市町村長 印

伝染病予防法施行令第 8 条第 4 号の地域指定の申請について

月 日災害により、次のとおり災害が発生し、伝染病流行のおそれがあるので伝染病予防法施行令第 8 条第 4 号の規定に基づいて、そ族昆虫駆除の地域として指定されるよう申請する。

- 1 災害発生日時
- 2 災害の種類
 - 1 原因
 - 2 経過
- 3 被害の概況
- 4 そ族昆虫駆除の開始及び終了予定年月日
- 5 そ族昆虫駆除実施予定地域

昆虫駆除薬剤所要量の算出方法

薬 剤 の 種 類	薬 剤 量 算 出 方 法
オルソジクロール剤 (オルソジクロールベンゾールの 含む有量 50%以上)	(便 地) 指定地域内のり災戸数× 1 m ² (1 m ² あたり使用量は 50 倍 3 液にして 3 1 ———) × 1 5

※ なお詳細は、伝染病予防法施行規則 (大正 11 年 9 月 30 日内務省令第 24 号) 第 6 章第 27 条の 2 項を参照のこと。

資料 2-6-5 災害防疫業務完了報告書

- 1 災害発生年月日
- 2 災害の原因
- 3 被害の概要
- 4 市町村のとした措置の概要
 - 1 災害防疫本部の活動
 - 2 災害援助活動
 - (イ) 医療救護
 - (ロ) 給水作業
 - 3 災害防疫活動
 - (イ) 予防宣伝
 - (ロ) 調査指導
 - (ハ) 検病調査
 - (ニ) 患者処理
 - (ホ) 飲料水の確保及び井戸の消毒
 - (ヘ) 家屋の消毒及び消毒薬の使用法
 - (ト) そ族昆虫駆除の実施方法
 - (チ) 避難所の防疫指導
 - (リ) し尿処理の指導
 - (ヌ) 泥土、堆積物の処理及び清潔方法
 - (ル) その他
- 5 伝染病の発生状況
- 6 予防接種
- 7 伝染病院隔離病舎の被害状況
- 8 予算の概算

資料 2-6-6 災害防疫調査指導票

年月日 平成 年 月 日
実施者

- (1) 市町村名
総戸数 (世帯) 戸 総人口 人
- (2) 被害の状況 (☑は別記に略記すること)
床上浸水 戸 床下浸水 戸 その他 戸
人 口 人
罹 災 率 —————=%
- (3) 傷病者及び医療救護班の要否
- (4) 炊き出し及び集団避難
- (5) 使用水及び給水班の要否
- (6) 伝染病発生状況
- (7) 薬品・器材
- (8) 市町村の能力と動員体制
- (9) 昆虫駆除の地域指定と代執行の必要
- (10) 防疫計画
- ① 検病調査班 月 日 ~ 月 日 個班
- ② 消毒班 月 日 ~ 月 日 個班
- ③ 昆虫防除 月 日 ~ 月 日 個班

(救援物資の配分等)

資料 2-7-1 飲料水供給記録簿

供給年月日	供給地区	供給 水量	対象人員	給水用機械器具		所 有 者 (管理者)氏名	金 額	備 考
				名称	数量			

- (注) 1 「対象人員」欄の人員数は、概数で記入して差し支えない
2 給水用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に借上額を記入すること。

資料 2-7-5 食糧現品給与簿

給与 年月日	給与 人数	食数				住 所	世帯主 氏 名	家族数	避難先 市町村名	備 考
			米	乾パン	罐詰					
	人	食	k	ケ	人					

資料 2-7-6 炊出しその他による食品給与物品受払簿

品名	月日	受入(購入)				摘要(受入(購 入)払出し先)	払出し 数量	残数量	備 考
		単位	単価	金額	数量				

資料 2-7-7 炊出し用物品借用簿

品 名	数 量	期 間	金 額	所 有 者 (管理者) 氏 名	使用炊出所の名称	備 考

(注)1. 「期間」欄は「〇月〇日から〇月〇日まで〇日間」と記入すること。

資料 2-7-8 救助物資受払簿

品 名	月 日	受 入 数 量	購入の受入先、払出先	支 払 数 量	残 数

資料 2-7-9 救助物資引継書

輸送責任者職氏名 (印)

受領責任者職氏名 (印)

救助用の物資を次のとおり引き継ぎました。

記

1 引継月日

2 引継場所

3 品目数量次のとおり

車両番号 号

品目	単位	輸送数量	引継数量	差引過不足	過不足を生じた理由、その他

資料 2-7-10 世帯構成員別被害状況調

世帯構成員別 被害者	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人以上	計	小学校	中学校
	世帯	世帯												
全壊(焼)														
流出														
半壊														
床下浸水														

(注) 全壊(焼)、流出及び半壊(焼)、床下浸水別、大人、小人、及び男女別%を報告のこと。

資料 2-7-11 救助物資購入(配分)計画表

種別	1人		2人		3人		4人		5人		6人		7人		8人		9人		10人		計	
	数量	世帯数	数量	世帯数	数量	世帯数																

(注) 1 本表は全焼等と半焼等に分けて作成すること。
 2 各世帯区分の数量×世帯数はそれぞれの品名の所要数となる。

(応急仮設住宅及び住宅応急修理)

資料 2-8-1 応急仮設住宅入居該当者調

番号	り災台帳番号	氏名	職業	住所	家族人員		生活程度	摘要
					人員数	同上中稼働力者		
							上・中・下保護世帯	
							上・中・下保護世帯	
							上・中・下保護世帯	
							上・中・下保護世帯	

資料 2-8-2 応急仮設住宅該当対象者選定調書

り災台帳番号								
地区名		対象者		住所		氏名		
調査員調査事項	資産状況	動産 不動産			職業			
	罹災の概要				家族の概要			
町(地区)総代意見								
民生委員意見								
調査員総合意見								
要施行	有・無	調査員						㊟

資料 2-8-3 応急仮設住宅修理記録簿

住所	世帯主氏名	職業	家族数	修理箇所概要	修理着工年月日	修理完了年月日	修理費円	備考

資料 2-8-4 応急仮設住宅入居者台帳

応急仮設住宅番号	住 所	世帯主氏名	家族数	入居年月日	敷地区分	摘 要

- (注) 1 本台帳は、市町村別とする。
 2 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に対する番号とし、なお、参考として、設置箇所を明らかにした簡単な図面を市町村別に作成し、添付しておくこと。
 3 「住所」欄は、罹災前の住所を記入すること。
 4 「家族数」は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにしておくこと。
 6 「摘要」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
 例えば、「平成〇年〇月公営住宅に入る現在空室」または、「平成〇年〇月増築許可」等。

資料 2-8-5 応急仮設住宅修理該当者調

番号	罹災台帳番号	氏 名	職 業	住 所	家 族 人 員		生活程度	被害程度	修理予定箇所	備考
					人員数	家族人員中稼働力者				

- (注) 1 被害度は、計画樹立に参考となるような事項を記載すること。

資料 2-8-6 応急仮設住宅修理施工対象者選定調書

罹災台帳番号											
地区名		村(地区)名		対象者	住所		氏名				
調査員 調査事項	資産状況	動産・不動産				職 業					
	罹災の概要					家族の概要					
村(地区) 総代意見											
民生委員 意見											
調査員 総合意見											
要施行	有・無	調査員								印	

(死者の捜索、遺体の処理等)

資料 2-9-1 死体捜索状況記録簿

年月日	捜索地区	捜索死体	捜索機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有者(管理者)氏名		

(注) 1 捜索用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず、記入するものとし、有償による場合のみその借上費を金額欄に記入すること。

資料 2-9-2 死体捜索用機械器具燃料受払簿

品名	単位	呼称	リットル				備考
年月日	摘要		受	払	残		

(注) 1 「摘要」欄に購入先、または受入先及び払出先を記入すること。
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 3 最終行欄に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

資料 2-9-3 死体捜索用機械器具修繕簿

機械器具の名称	所有者(管理者)の氏名	故障年月日	故障の概要	修繕年月日	修繕費	備考

(注) 「故障の概要」欄は故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

資料 2-9-4 死体処理台帳

死亡年月日	死亡原因	死体発見の日時及び場所	死亡者		遺族		洗浄等の措置費			死体一時保存の場所及び保存の期間	備考
			住所氏名	年齢	住所氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額		

資料 2-9-5 埋葬台帳

死亡年月日	死亡原因	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費			備考
			住所氏名	年齢	死亡者との関係	住所氏名	棺附属品を含む	埋葬又は火葬料	計	

(注) 1 埋葬を行った者が市町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入しておくこと。
 2 市町村長等が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨を「備考」欄に明らかにしておくこと。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入しておくこと。

(障害物除去)

資料 2-10-1 障害物除去該当者調

番号	罹災台帳番号	氏名	職業	住所	人員数	左の内稼働力者	生産程度	被害程度	障害物除去予定箇所	備考	実施有無
						上・中被保護					

資料 2-10-2 障害物除去該当者選考調書

罹災台帳番号

工区名	地区名	対象者	住所	氏名
調査員調査事項	資産状況	動産 不動産	職業	
	罹災の概要		家庭の概要	
区長意見				
民生委員意見				
調査総合、意見				
要施行	有	無	調査員	印

資料 2-10-3 障害物除去の実施状況記録簿

住家被害程度区分	住所	氏名	職業	家族数	除去を要すべき状態の概要	除去に要した期間	金額円	備考

(文教関係)

資料2-11-1 被災教科書調及び教科書学用品交付簿

罹災 番号 台帳 号	児童氏名	中・小 別	学 年	保 護 者 (世帯主)	受領 印	教 科 書						学用品				

(注) 本表は学年別に分けて作成すること。

資料2-11-2 学用品購入(配分)計画書

品 名	小 中 学		小 学 校			中 学 校			合 計		備 考
	区 分	単 価	児 童 数	数 量	金 額	児 童 数	数 量	金 額	児 童 数	金 額	

資料2-11-3 学用品受払簿

品 名	月 日	受領数量	適 用	払出数量	残

資料2-11-4 教科書購入(配分)計画書

教 科 教 科 書 名	学 年		1 年			2 年			3 年	合 計		備 考
	区 分	単 価	児 童 数	単 価	金 額	児 童 数	単 価	金 額	児 童 数	児 童 数	金 額	

(災害救助法の適用)

資料 2-12-1 公用負担等の実施計画

第	号		
公 用 負 担 命 令 書			
1 目的物種類	〇 〇 〇	数量	〇 〇 〇
2 負担内容	使用、収用、処分		
平成 年 月 日			
様			
玉川村長 氏 名 ⑩			
事務取扱者 氏 名 ⑩			

資料 2-11-2 公用負担命令権限証

公 用 負 担 命 令 権 限 証	
職 氏 名	
上記の者に災害対策基本法第 71 条の規定の権限行使を委任したことを証明する。	
平成 年 月 日	
玉川村長 氏 名 ⑩	